

返戻金について

入社した応募者（以下「被採用者」という。）が、入社日から下記の期間内に、被採用者の自己都合に因る退職、甲の就業規則で規定する懲戒解雇となった場合は、下記返金規定に定めるところに従い紹介手数料を乙より甲に返金するものとする。但し、被採用者の責に因らない解雇、甲に起因する退職、被採用者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他乙の免責が妥当と判断される事由の場合は、この限りではないものとする。

<返金規定>

被採用者が1ヶ月以内に退職した場合は当該紹介手数料の50%を返金

* 但し、本件、制度の詳細・適用については個別に各求人者との取引において、定めます。

株式会社WARC
東京都品川区上大崎2-25-2 新目黒東急ビル9F